

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○指定代理納付者の指定

○国土調査の指定

○生活保護法による施術者の指定

○救急医療機関の認定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○保安林の指定施業要件の変更

○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託

○都市計画の変更

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

告 示

○宮城県告示第四百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成三十年四月十日

ページ

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金(災害復興に係るものに限る。)

三 指定期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成三十年四月十日

一 指定年月日

平成三十年四月二日

二 調査を行う者の名称及び調査地域

東松島市

東松島市野蒜字上山ノ坊の一部、同字宇津の一部及び大塚字大東の一部

三 調査期間

平成三十年四月二日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

住所又は施術所の所在地

指定年月日

氏 名

施術所の名称

住所又は施術所の所在地

指定年月日

氏 名

施術所の名称

住所又は施術所の所在地

指定年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

長谷川 慧	イーグル整骨院ヨークベニマル利府店	宮城郡利府町神谷沢字新宮ヶ崎十四番地一	平成三十年二月二十八日
馬場 拓人	イーグル整骨院東船岡店	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目六一五	平成三十年二月二十八日

○宮城県告示第四百十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
古川民主病院	大崎市古川駅東二一十一十四	平成三十年四月十日	平成三十三年四月九日

○宮城県告示第四百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇三〇〇一一五	公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションしおかぜ 介護塩竈市字庚塚一番三	同行援護	公益財団法人宮城厚生協会	平成三十年三月三十一日

○宮城県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字大森一〇五の一・一四一の四・一四一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字長柴三の三（次の図に示す部分に限る。）、三の一、気仙沼市本吉町登米沢二一四、唐桑町上鮎立二六二の三、二六三の三

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷一七四

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字田尻畑七の一、一一の一（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、閑上漁港の指定施設（護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地）の使用に係る使用料の徴収事務を平成三十年三月三十日次のとおり委託した。

平成三十年四月十日

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十一号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画公園

2 名称 三・三・四梅ノ木公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十年四月十日

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・百十三号矢本門脇線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・四号片浜鹿折線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 川 名 一 彦

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年四月一日	久本 徳 衛	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	理 事
平成三十年四月一日	佐藤 健	加美郡加美町四日市場字岡ノ内七番地	理 事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年四月一日	結城 正紀	大崎市古川矢目字新田四番地	理 事
平成三十年四月一日	佐藤 徳男	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	理 事
平成三十年四月一日	小只 宗一郎	大崎市松山金谷字亀井九十三番地一	理 事
平成三十年四月一日	佐藤 俊光	大崎市古川中沢字南中沖九番地	理 事
平成三十年四月一日	佐藤 信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理 事
平成三十年四月一日	桑添 寛治	大崎市三本木伊場野字観音堂四十六番地	理 事
平成三十年四月一日	横山 廣	大崎市三本木新沼字高原二十五番地	理 事
平成三十年四月一日	川熊 洋一	加美郡加美町菜切谷字白畑五十八番地	理 事
平成三十年四月一日	相澤 光徳	大崎市三本木蒜袋字北屋敷四十四番地一	理 事
平成三十年四月一日	浅野 昇	加美郡加美町雑式目字羽毛十一番地	理 事
平成三十年四月一日	榊形 恭一	大崎市松山千石字松山百三十八番地一	監 事
平成三十年四月一日	高橋 新市	加美郡加美町羽場字屋敷五十番地	監 事
平成三十年四月一日	渋谷 誠司	大崎市三本木新沼字二又百七十六番地	監 事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年三月三十一日	照井 節雄	加美郡加美町下狼塚字松原三十六番地	理 事
平成三十年三月三十一日	久本 徳衛	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	理 事
平成三十年三月三十一日	佐藤 信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理 事
平成三十年三月三十一日	早坂 徳博	大崎市古川新沼字行人堰北三十七番地	理 事
平成三十年三月三十一日	田中 善章	大崎市三本木新沼字南野土四十二番地	理 事

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成三十年四月十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日 時 平成三十年四月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

第二号議案 宮城県社会教育委員の人事について

四 傍聴者の定員

平成三十年三月三十一日	桑添寛治	大崎市三本木伊場野字観音堂四十六番地	理事
平成三十年三月三十一日	佐藤徳男	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	理事
平成三十年三月三十一日	佐藤俊光	大崎市古川中沢字南中沖九番地	理事
平成三十年三月三十一日	相澤光徳	大崎市三本木森袋字北屋敷四十四番地一	理事
平成三十年三月三十一日	佐藤健	加美郡加美町四日市場字岡ノ内七番地	理事
平成三十年三月三十一日	川熊敬一	加美郡加美町菜切谷字大二番三十一番地	理事
平成三十年三月三十一日	小只宗一郎	大崎市松山金谷字亀井九十三番地一	理事
平成三十年三月三十一日	佐藤秀雄	加美郡加美町羽場字屋敷四十九番地	理事
平成三十年三月三十一日	榊形恭一	大崎市松山千石字松山百三十八番地一	理事
平成三十年三月三十一日	横山廣	大崎市三本木新沼字高原二十五番地	理事

十二人
五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二医療法人徳洲会老人保健施設シルバーホームいずみの項の次に次のように加える。

医療法人社団平成会介護老人保健施設ファンコート泉 同 市泉区西田中字萱場中三七番一

附 則

この告示は、平成三十年四月十日から施行する。